

答 申 書
(答 申 第 268 号)
平成 30 年 6 月 14 日

1 審査会の結論

審査請求人の来所相談に係る児童票について、別紙 1 の「非開示部分」欄に掲げる部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、〇〇〇氏の来所相談に係る児童票（A 2 票、G 票及び H 票）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報の一部が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）又は同項第 8 号に規定する非開示情報（以下「8 号情報」という。）に該当するとして個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を「全部を開示する。」処分に変更することを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 8 号情報の該当性について

ア 実施機関は、本件非開示部分のうち、別紙 1 の 1～9、11 欄に掲げる部分については、請求人及び家族に関する調査結果や、それに基づく児童相談所としての評価や診断に関する記録などの情報であることから、開示することにより、児童相談所が開示請求者の感情や反応を考慮して、相談記録に簡略化した最小限のこゝしか記載しなくなるなどの事態が想定され、相談記録の記載が形骸化し、児童相談所における今後の相談事務の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあるものと認められる旨主張しているため、当該非開示部分の 8 号情報の該当性について判断する。

イ 条例第 16 条第 1 項第 8 号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 審査会において、本件個人情報を見分したところ、8 号情報に該当するとして非開示となった部分は、請求人及び家族に関する児童相談所の相談記録についての情報であり、児童相談所での心理学的検査結果に対する助言、指導や児童相談所職員の診断、意見、面接所見、処遇指針と処遇などが記載されている。

これらの情報は、開示することとすると、実施機関が開示請求者の感情や反応を考慮して、相談記録に簡略化した最小限のこゝしか記載されなくなるなどの事態が想定され、相談記録の記載が形骸化し、実施機関における今後の相談事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該非開示部分は 8 号情報に該当するものと判断する。

(4) 2 号情報の該当性について

ア 実施機関は、本件非開示部分のうち、別紙 1 の 10 欄に掲げる部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められる旨主張しているため、当該非開示部分の 2 号情報の該当性について判断する。

イ 条例第 16 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事

業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 審査会において、本件個人情報を見分したところ、2号情報に該当するとして非開示となった部分には、児童相談所職員が相談を受けた請求人の教育進路に係る家族の考えが記載されている。

これらの情報は、児童相談所の相談における児童相談所職員の家族に対する所見のひとつであり、開示することにより個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるという2号情報であるというよりも、相談記録に係る総合診断の中の児童相談所職員の所見の一部として認められることから、8号情報に該当すると判断する。

したがって、2号情報に該当するとして非開示とした部分については、8号情報にあたりと認められるため、8号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年2月8日	○ 諮問書の受理（諮問番号 573） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報一部開示決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)対象公文書の写し）の提出
平成30年2月14日	○ 本件諮問事案の審議を第一部に付託
平成30年4月19日 （第一部会）	○ 審議
平成30年6月7日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成30年6月12日 （第95回審査会）	○ 答申案審議
平成30年6月14日	○ 答申

別紙 1

	公文書の名称	非開示部分	適用条項(実施機関)	適用条項(審査会)
1	児童票(A2)	・1ページ「取扱経過」欄のうち、2行目左4文字目から3行目左24文字目まで、19行目左8文字目から12文字目まで及び左15文字目から19文字目まで、並びに20行目及び23行目から24行目までの記述。	北海道個人情報保護条例第16条第1項第8号該当 相談事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため(以下「第8号情報」という。)	左記に同じ
2		・3ページ「内容」欄のうち、1行目左5文字目から13文字目まで、及び15行目左5文字目から13文字目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
3	児童票(G)	・6ページ11行目から20行目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
4		・7ページ2行目左19文字目から5行目まで、7行目左20文字目から8行目まで、13行目から14行目まで、16行目から19行目まで、及び31行目左11文字目から32行目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
5		・8ページ2行目左6文字目から10文字目まで及び3行目左6文字目から24文字目までの記述、並びに4行目から12行目までの本文及び24行目から25行目までの本文の記述。	「第8号情報」	左記に同じ
6		・9ページ「心理学的(教育学的)診断」の欄のうち3行目左4文字目から30文字目まで、5行目左5文字目から20文字目まで、6行目左5文字目から7行目まで、8行目左8文字目から9行目まで、10行目左5文字目から42文字目まで、11行目左5文字目から18文字目まで、及び20行目から27行目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
7		・10ページ3行目から5行目までの本文、17行目から18行目まで、及び20行目から26行目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
8		・11ページ「心理学的(教育学的)診断」の欄のうち5行目、7行目左9文字目から34文字目まで、8行目左9文字目から32文字目まで、9行目左9文字目から34文字目まで、10行目左4文字目から33文字目まで、11行目左8文字目から30文字目まで、12行目、17行目から19行目まで、22行目から23行目まで、及び33行目から36行目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
9	児童票(H)	・12ページ「総合診断 処遇指針(措置)」欄のうち、5行目、10行目左6文字目から10文字目まで、11行目左6文字目から24文字目まで、12行目から15行目まで、及び18行目から19行目までの記述。	「第8号情報」	左記に同じ
10		・12ページ「総合診断 処遇指針(措置)」欄のうち8行目の記述。	北海道個人情報保護条例第16条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものであるため。	「第8号情報」
11		・14ページ6行目、及び9行目の記述。	「第8号情報」	左記に同じ